

佐藤久真莉オフィシャルファンクラブ規約

第1条（名称）

この会の名称は「佐藤久真莉オフィシャルファンクラブ」（以下「ファンクラブ」という。）とします。

第2条（目的）

ファンクラブはプロフェッショナルテニスプレーヤー佐藤久真莉の活動支援を行うことを目的とします。

第3条（事務局）

ファンクラブの事務局（以下「事務局」という。）は佐藤久真莉マネジメントオフィス（株式会社 World Sports Marketing Lab.）内に置きます。

第4条（会員）

- この規約において「会員」とは、第2条の目的及び本規約並びに本制度に賛同し、入会手続きを完了して会員証が発行された小学生以上の方とします。
 - 会員の種別は次のとおりとします。
 - 個人会員
-

第5条（入会手続）

- ファンクラブに入会を希望する方（以下「入会希望者」という。）は、別途定める方法により事務局へ入会の手続きを行うこととします。
- 入会希望者は、入会の申込にあたり、次に掲げる事項に同意したものとします。
 - 事務局が会員の個人情報を名簿に登録すること。
 - ファンクラブの運営上必要な場合に限り、事務局が会員情報を利用すること。

3. 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承諾しないことがあります。
 - (1) 入会申込書に、虚偽の内容があった場合。
 - (2) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動もしくは違法な販売活動を行うものである場合。
 4. 事務局は、入会申込書を受理し入会金の納入を確認したときは、速やかに審査を行い申込が適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行するものとします。
-

第6条（会員情報の変更）

会員は、住所、電話番号等の申込時に届け出た内容に変更があった場合は、速やかにその内容を事務局へ届け出るものとします。

第7条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、当該年の4月1日から3月31日までの1年間とします。

第8条（会員資格の更新）

会員は、前条の有効期限満了日、又は事務局が別途指定する日までに更新手続きを行うことにより、前条の有効期限を更新することができます。この場合の手続きにおいては、第5条の規定を準用するものとします。

第9条（年会費）

年会費は次のとおりとし、納入は事務局が指定する口座に振り込むこととします。なお、振込手数料は入会希望者の負担とします。

年会費

- (1) 個人会員 5,000円
-

第10条（退会及び会員資格の停止）

1. 会員が次のいずれかに該当する場合には退会したものとし、同時にその諸権利は失われたものとします。なお、事務局は、事前に通知することなく退会の処分及び会員資格の停止を行うことがあります。
 - （1）会員がファンクラブの退会を申し出た場合。
 - （2）会員が本規約に違反した場合。
 - （3）その他ファンクラブの運営に支障があるなどの正当な理由がある場合。
 - （4）事務局が別途指定する日までに更新手続の申し込みが行われなかった場合。

第11条（個人情報の取り扱い）

- 事務局は、以下の場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示、提供しません。
- （1）本人の承諾がある場合。
 - （2）公共の利益の保護が必要な場合、または法令に基づき開示を求められた場合。
 - （3）会員に送付する文章等の発送について、外部業者に委託する場合。

第12条（自己責任の原則）

1. 会員は、ファンクラブの利用に関して全ての責任を負うものとし、ファンクラブ及び事務局に対して何等の迷惑、または損害を与えないものとします。また、会員が第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の責任と費用でこれを解決するものとします。
2. ファンクラブ及び事務局は、ファンクラブの利用により発生した会員の一切の損害を負わないものとします。

第13条（禁止行為）

- 会員は、ファンクラブの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。
- （1）会員証を、他人へ転売、貸代または譲渡する行為。
 - （2）ファンクラブ、他の会員若しくは第三者等のプライバシーやその他の利用を

侵害する行為または侵害するおそれのある行為。また、ファンクラブ、他の会員若しくは第三者等を誹謗中傷する行為、ファンクラブの運営を妨げる行為。

(3) その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為。

第14条（規約の変更）

本規約は、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後はただちにすべての会員に適用されるものとします。

附 則

この規約は、令和1年4月1日から施行します。
